

■議案第73号 家地川地域活性化拠点施設建築主体工事請負契約の締結について

【要旨】

平成 22 年度末をもって休校となった家地川小学校については、校舎を家地川地域活性化拠点施設（1 階部分を集落活動センター、2 階部分を町営の簡易宿泊施設）として改修し、雇用の確保と併せ地域の活性化に繋がる取り組みを進めていくこととしています。

本議案は、一般競争入札（地域密着型）の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和 2 年度 家地川地域活性化拠点施設整備事業（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 家地川 地内
契 約 の 金 額	68,178,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,198,000 円）
契約の相手方	住所 四万十町金上野 1266 番地 8 氏名 有限会社 谷渕住設 代表取締役 谷渕 大輔
工 期	議決日の翌日から令和 3 年 2 月 28 日まで
工 種	建築主体
事 業 量	鉄筋コンクリート 2 階建て 622.42 m ² 宿泊部屋 8 室（6 部屋 20.48 m ² 、2 部屋 18.24 m ² ） レクリエーション室、事務室、多目的室、宿直室、厨房、食堂、シャワー、トイレ等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。